

## 議案第73号

### 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ

ては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行

うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第2項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第19条の2及び第20条の2第2項の改正規定並びに附則第2項、第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例第19条第3項の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月1日提出

飯能市長 新井重治

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯</u>  <u>に地方税法施行令第56条の89第4</u>  <u>項に規定する出産被保険者(以下「出産</u>  <u>被保険者」という。)</u>が属する場合にお  <u>ける当該納税義務者に対して課する所</u>  <u>得割額及び被保険者均等割額(第1項に</u>  <u>規定する金額を減額するものとした場</u>  <u>合にあっては、その減額後の被保険者均</u>  <u>等割額)は、当該所得割額及び被保険者</u>  <u>均等割額から、次の各号に掲げる区分に</u>  <u>応じ、それぞれ当該各号に定める額を減</u>  <u>額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係</u>  <u>る基礎課税額の所得割額 当該出産</u>  <u>被保険者につき第3条の規定により</u>  <u>算定した所得割額の12分の1の額</u>  <u>に、当該出産被保険者の出産の予定日</u>  <u>(地方税法施行規則第24条の30</u>  <u>の5に定める場合には、出産の日。以</u>  <u>下同じ。)の属する月(以下「出産予</u>  <u>定月」という。)の前月(多胎妊娠の</u>  <u>場合には、3月前)から出産予定月の</u>  <u>翌々月までの期間(以下「産前産後期</u>  <u>間」という。)のうち当該年度に属す</u>  <u>る月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係</u>  <u>る基礎課税額の被保険者均等割額 当</u>  <u>該出産被保険者につき第5条の規定</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p>

により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均

等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3

第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第20条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(出産被保険者に係る届出)

#### 第20条の3 国民健康保険税の納税義務者

者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明ら

号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第20条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

かにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得に

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第19条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得に



については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び

については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中

山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中

林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等

定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定す

に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租

る土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額

税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

のは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係）  
 [様式 略]  
 第二十号の 4 様式別表 6 記載要領  
 [1~4 略]

5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表 6②）の「調整国外所得金額②」の欄の金額、法人税の明細書（別表 6 の 2②付表）の「個別調整国外所得金額①」の欄の金額又は法人税の明細書（別表 6 の 2）の「調整国外所得金額②」の欄の金額を記載すること。

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）  
 [様式 別紙三十 挿入]

第三十三号の四様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十五条の十二関係）  
 [様式 略]

[第 33 号の 4 様式記載要領 別紙三十二 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重線を付した隠記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係）  
 [様式 同上]  
 第二十号の 4 様式別表 6 記載要領  
 [1~4 同上]

5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表 6②）の「調整国外所得金額②」の欄の金額、法人税の明細書（別表 6 の 2②付表）の「個別調整国外所得金額①」の欄の金額又は法人税の明細書（別表 6 の 3）の「調整国外所得金額②」の欄の金額を記載すること。

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）  
 [様式 別紙二十九 挿入]

第三十三号の四様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十五条の十二関係）  
 [様式 同上]

[第 33 号の 4 様式記載要領 別紙三十一 挿入]

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二、第二十四条の三十の五及び第三十八条の改正規定並びに第五号の四様式、同様式別表、第五号の十五の様式、第五号の十五の二様式、第十二号の十三の様式、第十二号の十四の様式、第十二号の十五の様式、第十二号の十五の二様式、第十六号の四十三の様式及び第三十三号の四様式記載要領の改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第七項第二号八及び第八項第二号八の規定は、令和七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三十七條の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三十七條の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この項において同じ。）について適用し、令和六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三十七條の二第一項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 新規則第五号の四様式及び同様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の十五の様式及び第五号の十五の二の様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新規則第十二号の十三の様式から第十二号の十五の二の様式までの様式は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第一項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に法附則第三十三条の二の二第二項又は第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書及び同日前に租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同日以後に法附則第三十三条の二の二第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

5 法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則第十二号の十三の様式から第十二号の十五の二の様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十三の様式から第十二号の十五の二の様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。



地方税法施行規則の一部を改正する省令  
 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（附属申告書等）            第二条の二 [略]            [2、6 略]            7 前項の国外扶養親族証明書とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。            「一 略」            二 その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの            「イ・ロ 略」            ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）            8 第六項の国外配偶者証明書とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。            「一 略」            二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの            「イ・ロ 略」            ハ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転により当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）            （政令第五十六條の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合）            第二十四條の三十の五 政令第五十六條の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。            一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合            二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合</p>	<p>（附属申告書等）            第二条の二 [同上]            [2、6 同上]            7 [同上]            「一 同上」            「二 同上」            「イ・ロ 同上」            [新設]            8 [同上]            「一 同上」            「二 同上」            「イ・ロ 同上」            [新設]</p>

○総務省令第六十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

（抜 粋）

総務大臣 松本 剛明

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九第一項中「この条」を「この項及び次項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第七百三条の五第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、所得割額(納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者(以下この号及び次号において「出産被保険者」という。))につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。及び被保険者均等割額(出産被保険者につき算定した被保険者均等割額(第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。同号において同じ。))について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日(総務省令で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

附 則

1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年度分の国民健康保険の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和五年度分の当該保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣 松本 剛明  
厚生労働大臣 臨時代理  
国務大臣 永岡 桂子  
内閣総理大臣 岸田 文雄

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年七月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十三号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の三の三第一項（同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第二項及び第三項、第八十一条並びに第八十一条の二第一項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号ロ(4)中「及び第七十二条の三の二第一項」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第三項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号ロ(2)中「及び第七十二条の三の二第二項」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第四項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号ロ(2)中「及び第七十二条の三の二第一項」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第五項に次の二号を加える。

八 世帯に出生する予定の被保険者又は出生した被保険者（以下この号及び次号において「出生被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出生被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出生被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出生被保険者の出生の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出生の日）の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出生予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。

（国民健康保険の国庫負担金の等の算定に関する政令の一部改正）

第二条 国民健康保険の国庫負担金の等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の六を第四条の七とし、第四条の五を第四条の六とし、第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五 法第七十二条の三の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九号の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

2 法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。

3 法第七十二条の三の三第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

五 法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金金の額  
第十七条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同項に次の一号を加える。  
五 法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金金の額  
附則第四条第一項中「から第四条の五まで」を「から第四条の六まで」に改め、同項の表第四条の三第一項第一号の項中「及び次条第一項各号」を「次条第一項各号及び第四条の五第一項各号」に改め、同表第四条の四第一項第二号及び第二項の項の次に次のように加える。

第四条の五第一項	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項の
第四条の五第一項第一号	所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。次号において同じ。）
	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
	規定する減額した額	規定する減額した額（一般被保険者に係る額に限る。次号において同じ。）
第四条の五第一項第二号及び第三項	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項

附則第四条第一項の表第四条の五第一項第一号イ(1)の項中「第四条の五第一項第一号イ(1)」を「第四条の六第一項第一号イ(1)」に改め、同表第四条の五第一項第一号イ(2)及びロの項中「第四条の五第一項第一号イ(2)」を「第四条の六第一項第一号イ(2)」に改め、同表第四条の五第一項第一号イ(1)の項中「第四条の五第一項第一号イ(1)」を「第四条の六第一項第一号イ(1)」に改め、同表第四条の五第一項第二号イ(1)の項中「第四条の五第一項第二号イ(1)」を「第四条の六第一項第二号イ(1)」に改め、同表第四条の五第一項第二号イ(2)の項中「第四条の五第一項第二号イ(2)」を「第四条の六第一項第二号イ(2)」に改め、同表第四条の五第一項第三号イ(1)の項中「第四条の五第一項第三号イ(1)」を「第四条の六第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四条の五第一項第三号イ(2)の項中「第四条の五第一項第三号イ(2)」を「第四条の六第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四条の五第一項第四号イ(1)の項中「第四条の五第一項第四号イ(1)」を「第四条の六第一項第四号イ(1)」に改め、同表第四条の五第一項第四号イ(2)の項中「第四条の五第一項第四号イ(2)」を「第四条の六第一項第四号イ(2)」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)  
 第六條 第五條の規定(附則第一條第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の地方税法第七百三條の四及び第七百三條の五第三項の規定は、令和五年度分の国民健康保険税のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分の国民健康保険税のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
 第七條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び次条において「第一号施行日」という。)前に第六條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次条において「第一号改正前高確法」という。)第八條の規定により定められた全国医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第八條第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。)は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(次条において「第一号改正後高確法」という。)(第八條の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。第八條 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九條の規定により定められた都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第九條第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。))は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九條の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九條 新高確法第三十四條、第三十五條、第三十八條及び第三十九條の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例による。

第十條 新高確法第九十三條第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十一條 新高確法第二百二條の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第十二條 支払基金は、施行日前においても、新高確法第三百十九條第一項第三号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができ、(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第八條の規定(附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の医療法第六十九條の二第二項の規定は、令和四年九月一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

第十四條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前に第八條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。))による改正前の医療法(以下この条において「第四号改正前医療法」という。)(第三十條の四の規定により定められ、又は第四号改正前医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。))は、第四号施行日から令和九年三月三十一日までの間は、第八條の規定による改正後の医療法(以下この条において「第四号改正後医療法」という。)(第三十條の四の規定により定められ、又は第四号改正後医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画とみなす。)

2 第四号改正後医療法第三十條の四第二項第十号の二に掲げる事項についての調査、分析及び評価については、第四号改正後医療法第三十條の六第一項の規定にかかわらず、第四号施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に併せて行うものとする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)  
 第十五條 第十三條の規定(附則第一條第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の介護保険法(以下この条及び次条において「新介護保険法」という。)の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第十五條の二十二第一項の規定による介護保険法第五十八條第一項の指定(同法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の申請に係るものに限る。))の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十六條 新介護保険法第十五條の四十四の二第二項の規定は、令和五年四月一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

第十七條 支払基金は、附則第一條第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第十四條の規定による改正後の介護保険法第六十條第二項に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができ、(政令への委任)

第十八條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)  
 第十九條 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

第六章 費用の負担  
 第三十四條の次に次の一条を加える。

(出産育児交付金)  
 第三十四條の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用(第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十一條第一項(第二十五條において準用する同法第六十一條第二項において準用する場合を含む。))及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。))の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四條の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二條の三から第五十二條の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二條の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

第四十七條の三第一項中「昭和二十三年法律第二百二十九号」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第二十五項の前の見出し及び同項を削る。

附則第二十六項に見出しとして「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例」を付し、同項中「第二十二條第二項並びに第二十五條」を「同項中」及び「出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条に「あるのは」を「あるのは」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十七項の前の見出しを削り、同項を附則第二十六項とし、同項の前の見出しとして「介護納付金に係る掛金の徴収の特例」を付する。

附則第二十八項中「附則第二十七項」を「附則第二十六項」に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十九項を附則第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例  
 令和六年度及び令和七年度においては、第三十四條の二第二項において準用する健康保険法第五百二十二條の四及び第五百二十二條の五中「同年度」とあるのは、「二分の一に相当する額に同年度」とする。

第二百一条の次に次の二条を加える。

(被保険者番号等の利用制限等)

第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防、日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等(保険者番号(厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。))及び被保険者番号(市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。))を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。))は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関して、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。))の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき、二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。))であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されること予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。))を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき、二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二百一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の三中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百五条の四 第二百一条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中「国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第百一十三条の二第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に關する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六條、第七條第二項及び第八條第四項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第十項並びに同法第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十六條第三項、第百三十八條第一項及び第百五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四條、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定、公布の日
- 二 第八条中「医療法の目次の改正規定(第九節 監督(第六十三條―第六十九條))を」第九節 監督(第六十三條―第六十九條)に改める部分に限る(第六十三條―第六十九條)
- 三 第三条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五条中「地方税法第七百三條の四第三項の改正規定(同項第二号中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第二項に規定する出座管理交付金を含む。同法」を加える部分を除く。)、同法第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七十三條の五に一項を加える改正規定並びに附則第六條及び第二十五條の規定、令和六年四月一日

四 第四条中「国民健康保険法第六十四條及び第八十五條の三第二項第二号の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に關する法律第八條第五項の改正規定(「推進」の下に「、医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医療機能(次条第四項において「かかりつけ医療機能」という。))の確保」を加える部分に限る。))及び同法第九條第四項の改正規定(「推進」の下に「、かかりつけ医療機能の確保」を加える部分に限る。))、第八條中「医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五條第一項及び第六條の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六條の四の三を第六條の四の四とし、第六條の四の二を第六條の四の三とし、第六條の四の次に一項を加える改正規定、同法第十六條の二第一項第三号、第二十九條第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十條の三第二項の改正規定、同法第三十條の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十條の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十條の五、第三十條の六第一項、第三十

第八十二条の二第二項中「図るため」の下に、「おおむね六年」とを加え、同条第二項に次の二号を加える。

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項  
六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第八十二条の二第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 都道府県は、おおむね三年」とに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

第八十五条の三第二項第二号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改め、「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて同条第三項の規定による事務を行う都道府県」を加える。  
第一百十三条の三第二項中「及び法令」を「法令」に改め、「定めるもの」の下に「及び介護保険法第三十条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第一百十九条の二中、「附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第五十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五十二条第一項及び第三項」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。  
附則第九条の見出し中「国の負担等」を「保険料の徴収」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中、「附則第十條第一項の規定による拠出金」を削り、同項を同条とし、同条を附則第六条とする。

附則第十條から第二十一條の五までを削る。

附則第二十二條中「第六十九條中「及び」を「第六十九條中「並びに」に、「後期高齢者支学金等」を「後期高齢者支学金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に、「後期高齢者支学金等」という。）及び「を「後期高齢者支学金等」という。）並びに」に改め、「（附則第九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「附則第九條第二項」を「前条に改め、」と、附則第七條第一項第二号中「及び後期高齢者支学金」とあるのは、「後期高齢者支学金及び病床転換支学金」と、附則第二十一條第三項第二号中「調整対象基準額」とあるのは、「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担する病床転換支学金の合計額」と、同条第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは、「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支学金の合計額」と削り、同条を附則第七條とし、附則第二十二條を附則第八條とし、附則第二十四條を附則第九條とし、同条の次に次の一項を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十條 令和六年度及び令和七年度においては、第七十三條の二第二項において準用する健康保険法第五十二條の四中「額に」とあるのは「額の二分の一に相当する額に」と、同項において準用する同法第五十二條の五中「の額に」とあるのは「の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額に」とする。

附則第二十五條を削る。

（地方税法の一部改正）

第五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七百三十三條の四第一項第一号中「及び同法」を「同法」に、「並びに」を「及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金並びに」に改め、同条第三項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第一項に規定する出産育児交付

金を含み、同法」を加え、「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改め、同条第十二項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改め、同条第二十項中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同項第二号中「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改める。

第七百三十三條の五に次の一項を加える。

3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合は、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。  
附則第三十八條及び第三十八條の二を削り、附則第三十八條の三を附則第三十八條とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）  
第六條 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 保険者の後期高齢者支学金等（第百十八條―第百二十四條）」を「第四款 保険者の後期高齢者支学金等（第百十八條―第百二十四條）」に改める。  
（第百二十四條の九）

第四條に次の一項を加える。

2 前項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十條の三第一項に規定する医療提供体制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することに鑑み、保険者、第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（第八條から第十六條まで及び第二十七條において「後期高齢者医療広域連合」という。）、「医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとする。

第六條中（昭和二十三年法律第二百五号）を削る。  
第七條第二項中（特別区を含む。以下同じ。）を削る。  
第八條第四項第一号及び第二号中「開し」の下に「医療費適正化の推進のために」を加え、同項第四号中「第四十八條に規定する」及び「以下この条から第十六條まで及び第二十七條において後期高齢者医療広域連合」という。）を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「各都道府県の医療計画（医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に基づく事業の実施による病床の機能（同法第三十條の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果」を「前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための」に、「第十一條第八項」を「第十一條第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 各都道府県の医療計画（医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能（同法第三十條の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

第八條第五項中「推進」の下に「医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医療機能（次条第四項において「かかりつけ医療機能」という。）の確保」を、「取組」の下に「並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供」を加える。

参考

(抜 粋)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。